

陳述書

- 1 現在、私は和歌山市の市議会議員として公職に就いております。
- 2 ウェブサイト「和ネット」電子掲示板に、平成24年5月、「戸田正人」というスレッドが立ち上がり、私の名誉・信用を侵害する書き込みがなされました。
もっとも、一々相手についててもキリが無いという思いから、上記スレッドの書き込みについては、あまり気にしないようにしていました。
- 3 ところが、昨年6月頃から、続けざまに酷い書き込みがなされ、それが昨年11月頃まで続いたことから、これまで我慢してきた私としても、このまま放置してエスカレートすることは避けなければという思いで代理人弁護士に相談したのです。
- 4 その掲示板に書き込まれた内容のうち、今回発信者情報の開示と記事の削除を求めている記載については非常に悪質でありましたので、私は和ネットの管理者つまり被告に対して、発信者情報の開示と記載の削除を求めました。ところが、和ネットの管理者はこれらの記載が違法であるかどうか分からぬため発信者情報の開示も記事の削除も行うことはできないなどと、まるで他人事のような回答をしてきました。
そこで、とりあえず、発信者情報が消されてしまわないよう情報開示を求める仮処分命令の申立てを行い、これについては既に認められております。
- 5 さて、私が発信者情報の開示と削除を求めているのは、訴状の別紙に記載した記載に関するものですが、これらの記載には、具体的な（虚偽の）事実を適示して私の人格を否定するようなものと、単なる悪口であるものがあります。

具体的に申しますと、

- (1) ①②については、私が佐川急便（株）に勤務していたのは本当のことです。大阪支社の和歌山店に正社員として平成4年から約4年間勤務しました。

しかし、職場で粗野・下品と言われるような振舞いをしたことなどありませんし、弱い者いじめをしたこと也没有。

もちろん、嫌われ者だったなどということはありません。

(2) ③④⑤⑥について

プライベートな話になりますが、私は以前から歌手の長渕剛さんの大ファンです。私自身もギターを趣味にしていて、仲間たちとライブハウスで長渕さんの曲を演奏したりしています。そして、そのような長渕さんのファンとしての活動や個人の趣味としての活動をするときに「戸田渕」というハンドルネームを使用していますが、誰からも非難される理由などありません。

また、私は、私と同じような長渕さんのファンの方々と長渕さんの私的応援団「長渕剛 ほんとの仲間はここにいる！」を結成しました。そして、私がこの会の代表をしていました。

さて、この私的応援団で、会の名称を入れたTシャツを作ろうということになりました。そこで、代表者である私が、Tシャツ屋さんへの発注等の事務をするようになりました。ただし、私は会員がTシャツを購入するのを仲介するだけであり、私が販売するわけではありません。もちろん、会員だからといって購入を強制することはありませんし、一般販売するわけでもありません。そのため、「長渕剛の名前を使ってTシャツとか売ってるみたい。」などと、まるで私が長渕剛さんの名前を利用してTシャツを販売し利益を得ているかのような発言をされていることには強い憤りを感じています。

また、私は長渕さんの大ファンであることを公言していますが、有権者が、私が長渕さんのファンだからという理由で票を入れてくれることなどありえないことです。「長渕剛の名前と長渕剛ファンを利用して票を集めた」と書かれていることについては、私はもちろん私の支持者の方々をも侮辱するもので、とても許せることではありません。

現在、私は市議会議員として活動しており、市民の皆さんに自分のことをできるだけ知ってもらいたいと考えています。その一環としてホームページに家族構成、趣味などとともにこれまでの経歴を記載しています。もちろん、経歴については、海外の大学を中退したことを含め学歴、職歴いずれも真実であり、虚偽は一切ありません。

その他、「弱い者には恫喝並に言葉が悪い」、「弱い立場の人を恫喝し

て自分がお偉い様になった気分でいやがる。」、「義援金も集めろと言わ
れて無理矢理やらされた。」などといった発言についても、そのような
事実はありません。

また、「闘神雜賀孫市和尚」なる人物は、記載を見た限り私の事をま
ったく知らないのに、私が市議会議員としてあるまじき行為をしている
ような印象を与えかねない記載や、言う事だけ立派だなどと私の議員と
しての活動を非難するような記載をしており、まったく理解に苦しみま
す。

(3) ⑥について

私が後援会の方を恫喝などしていないことはもちろんですが、「後援
会の女を自分の車に無理矢理乗せようとして肉体を迫った」とか、「女
グセが相当悪いのも周りの間では有名な話だ」とか、「裏でも相当何か
噛んでるらしい」などとまったく根拠のないデタラメなことを、あたかも
真実であるかのように発言されています。

この方の発言は特に酷いものだと思いますので、発言者を突き止めたら、きちんと法的・社会的責任を取ってもらうつもりです。

6 私は、市議会議員として、自分がどのようなことに興味を持ち、どのよ
うなことに力をいれて政治活動をしているのかを、支持者を含め多くの市
民に知ってもらいたいと考えており、ホームページ、ツイッター、フェイ
スブック等で日々積極的に情報発信を行っていますが、その関係で困った
問題がきました。

和歌山市議会では、和歌山市の全世帯にあたる 155, 519 世帯の和
歌山市民に市議会便りを全戸配布していますが、その中で毎年一度だけ
「議員から市民の皆さんへのメッセージ」というコーナーを設けて、各議
員が各自のメッセージを 52 文字以内で市民に呼びかけることができます。
そこで、昨年、私はネットを通じて発信している自身の活動情報を、
より多くの市民の方々に見てもらおうと、52 文字のメッセージ欄に
「日々の活動や雑感を日々 SNS やブログなどで発信しています。ぜひ、
インターネットで『戸田正人』等の単語で検索して下さい。」という記事
を載せようと準備していたところ、掲載直前になって、本件で問題にして
いるスレッドが検索結果の上位に出てきてしまうことが分かり、そのまま

では市議会便りに掲載できないという事態になってしまったのです。なぜなら、私のことを知らない市民の方々がこの掲示板の書き込みを見れば、もしかすると、「戸田正人という市議会議員はとんでもない人間だ。」という印象を持つてしまうかもしれませんからです。市議会便りを通じて多くの市民にさまざまな情報や活動報告を知ってもらいたいという意味で発信しようとしたメッセージを掲載することができず、私の市議会議員としての活動が、現実に阻害されてしまっているのです。

7 今回の各書き込みは、私を陥れようとする悪意に満ちたものです。

私は政治家ですので、政策論議であれば、私とは反対の意見を持った方とでも議論したいと思いますし、私の見解に対する批判もいくらでも受け入れます。

しかし、匿名であることを利用して、有りもしない虚偽の記載で他人を陥れようしたり、バカにしたりするような卑怯な表現には、毅然とした対応をしなければならないと考えています。

私を見守ってくれる支援者や家族が困惑していることもあり、今回の件については、このまま見過ごすことはできません。

ところで、和ネットの管理人である被告は、裁判所が仮処分命令の中でこれらの記事は私の名譽等を侵害する違法記事であるとの考えを示したにも拘わらず、未だに記事を削除しようとしません。しかし、掲示板の管理者が、違法記事の存在を知りつつ放置するということは、自ら悪質な記載をする人と同じくらい悪質なことではないでしょうか。それを放置することによって、実名を挙げて誹謗・中傷された人間がどれだけ傷つくのかということを真摯に考えられないのなら、管理人をする資格などないと思います。

平成26年 5月 2日
氏名 戸田正人 

和歌山地方裁判所 御中